

フランスの労働審判所

法政大学法学部 浜村 彰

紛争処理システムにおける労働審判所の位置づけ

- 1 フランス裁判組織における労働審判所（図表 1、2）
 - (1) 司法裁判所と行政裁判所 - 民事・刑事事件と行政事件
 - 三審制（法律審も含む）の裁判組織 - 破毀院とコンセイユ・デタ（国務院）が頂点
 - 破毀院を頂点とする司法裁判組織 - 民事・刑事事件を管轄
 - (2) 第一審特別裁判所としての労働審判所
 - 第一審普通裁判所 - 一般民法・刑事事件を管轄
 - (ア) 小審裁判所
 - (イ) 大審裁判所
 - 第一審特別裁判所 - 例外的事件
 - (ウ) 商事裁判所 - 被選出非職業裁判官制度
 - (エ) 社会保障事件裁判所 - 参審制
 - (オ) 農地賃貸借同数裁判所 - 参審制
 - (カ) 労働審判所 - 被選出非職業裁判官
 - (3) 普通（大審・小審）裁判所と労働審判所の管轄
 - 労働審判所の管轄 - 個別的労働契約紛争
 - 普通裁判所の管轄 - それ以外の集団的個別的民事事件
 - (4) 行政裁判所と労働事件

- 2 裁判外紛争処理機関と労働審判所
 - (1) 集団的民事紛争 - 集団的紛争のあっせん・調停・仲裁制度（争議調整制度）
 - (2) 個別的民事紛争と企業内の労働者代表制度
 - 利益紛争と権利紛争の制度的区分け - 組合代表委員と従業員代表委員の任務分担
 - 従業員代表や組合代表による労働審判所での補佐・代理

労働審判所の基本的性格

- 1 労使自治と労働審判所
- 2 労働審判所の基本的性格
 - (1) 労使自治による基づく紛争解決
 - (2) 簡易・迅速・低廉な手続
 - (3) 絶対的調停前置主義 - いくつかの例外
 - (4) 労使同数の非職業審判官

労働審判所の組織と手続

1 労働審判所の管轄領域

- (1) 個別的労働契約紛争
- (2) 労働協約の適用に関する個別紛争
- (3) 集団的労使紛争に付随する個別紛争

2 労働審判所の組織（図表 3、4）

- (1) 労働審判所の設置
- (2) 労働審判所の組織
- (3) 調停部と判決部
- (4) 急速審理部

3 審判官の選出と身分保障

- (1) 労働審判官の選出
- (2) 最近の選挙結果（図表 5）

4 労働審判所の調停・判決手続（図表 6、7）

(1) 基本的特徴

調停による衡平に基づく解決 - 調停前置主義
手続の簡易・迅速化、低廉性

(2) 調停手続 - 非公開

調停の開始手続 - 書記課への出頭または郵送による申立
調停期日の決定と呼出し
補佐・代理人の活用
調停成立 - 調停調書の作成（執行力有り）
調停不成立 - 非和解調書の判決部への移送と判決部の開廷期日の通知

(3) 調停による仮の措置

証拠となる文書等の提出命令
賃金・手当等の仮払い

(4) 判決手続 - 公開

合議による決定
裁定裁判官の参与する決定
上訴 - 判決後 1 ヶ月以内

(5) 急速審理手続

緊急の場合で重大な疑義が存しないときの仮処分
急迫した損害を回避するための保全・原状回復命令
債務の存在に重大な疑義が存在しない場合の仮払い

罰金強制による執行
調停部を経ない判決部への移送

労働審判所の実態と今後の問題

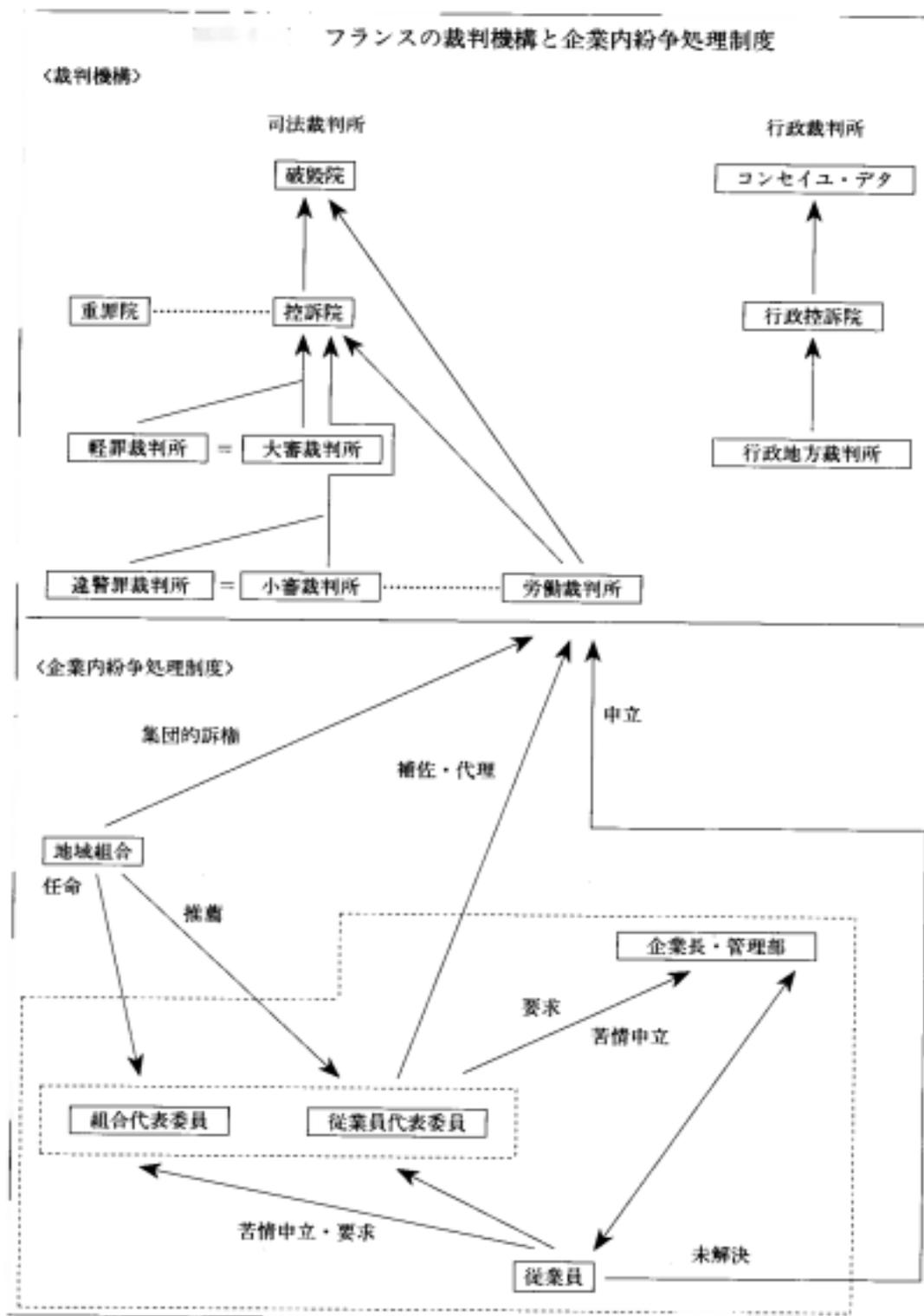
1 労働審判所の運用状況（事務局配布資料 4 1 参照）

- (1)新規受件数
- (2)事案別新規受件数
- (3)既済事件数と平均審理期間
- (4)集結別事件数
- (5)調停成立率（図表 8）
- (6)上訴率

2 労働審判所の今日的問題

- (1)調停率の長期低迷状態
 - 労働法令の細則・複雑化
 - 仮の措置や仮の執行による事件の終結
 - 企業内紛争処理制度による事前の調停の試み
 - 労働審判官不足
 - 弁護士の調停嫌い
- (2)労働審判所による法律判断への疑義
- (3)労働審判官選挙の棄権率の高さ - 労使自治の揺らぎ

図表1 フランスの裁判機構と企業内紛争処理制度



図表2 裁判所の数（2000年）

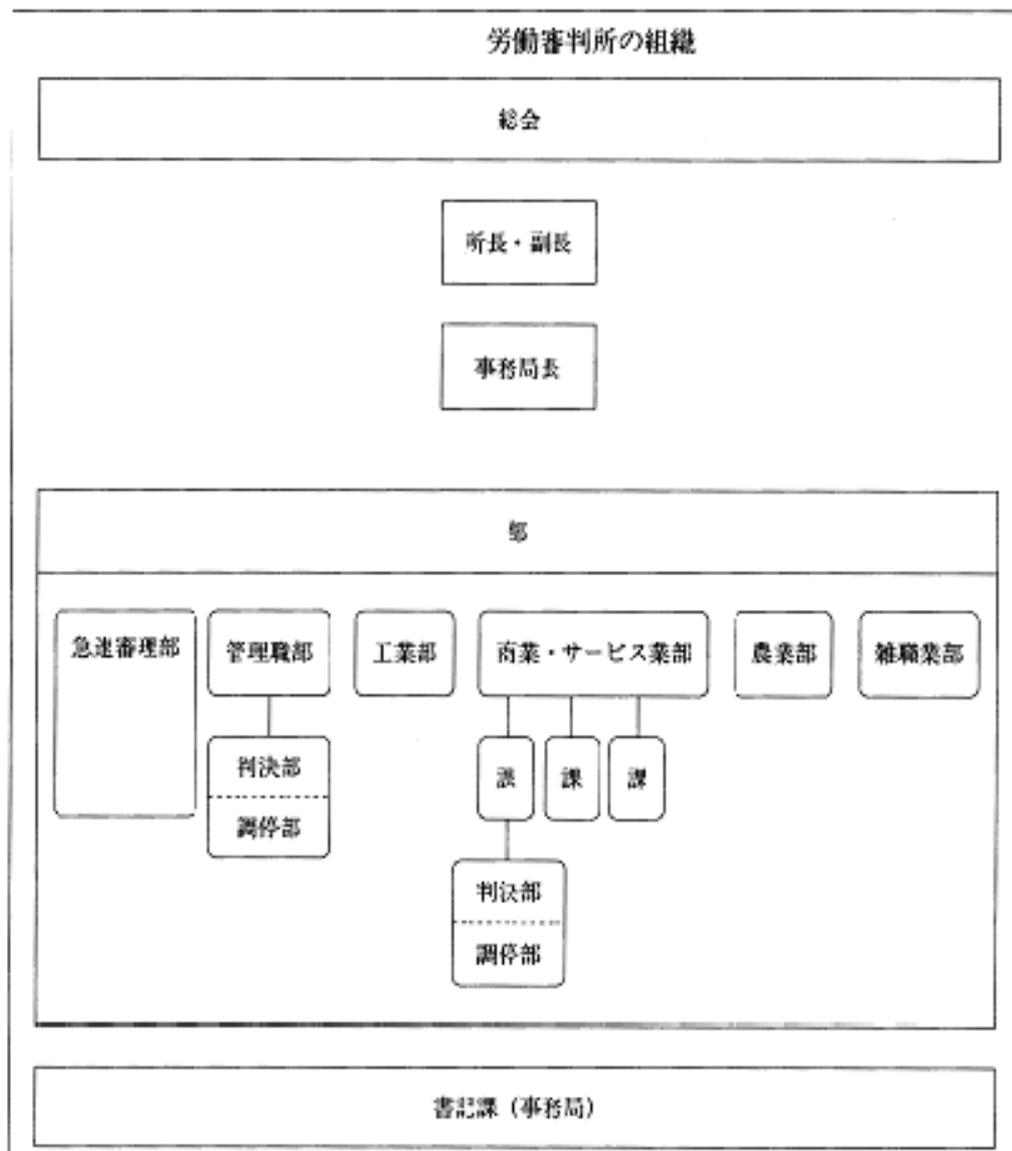
司法裁判所	
破毀院	1
控訴院	35
大審裁判所	181
少年裁判所	139
社会保障事件裁判所	116
小審裁判所	473
労働審判所	271
商事裁判所	191
農地賃貸借同数裁判所	473
行政裁判所	
国務院（コンセイユ・デタ）	1
行政控訴院	7
地方行政裁判所	37

図表3 大審裁判所の裁判管轄区域と労働審判所

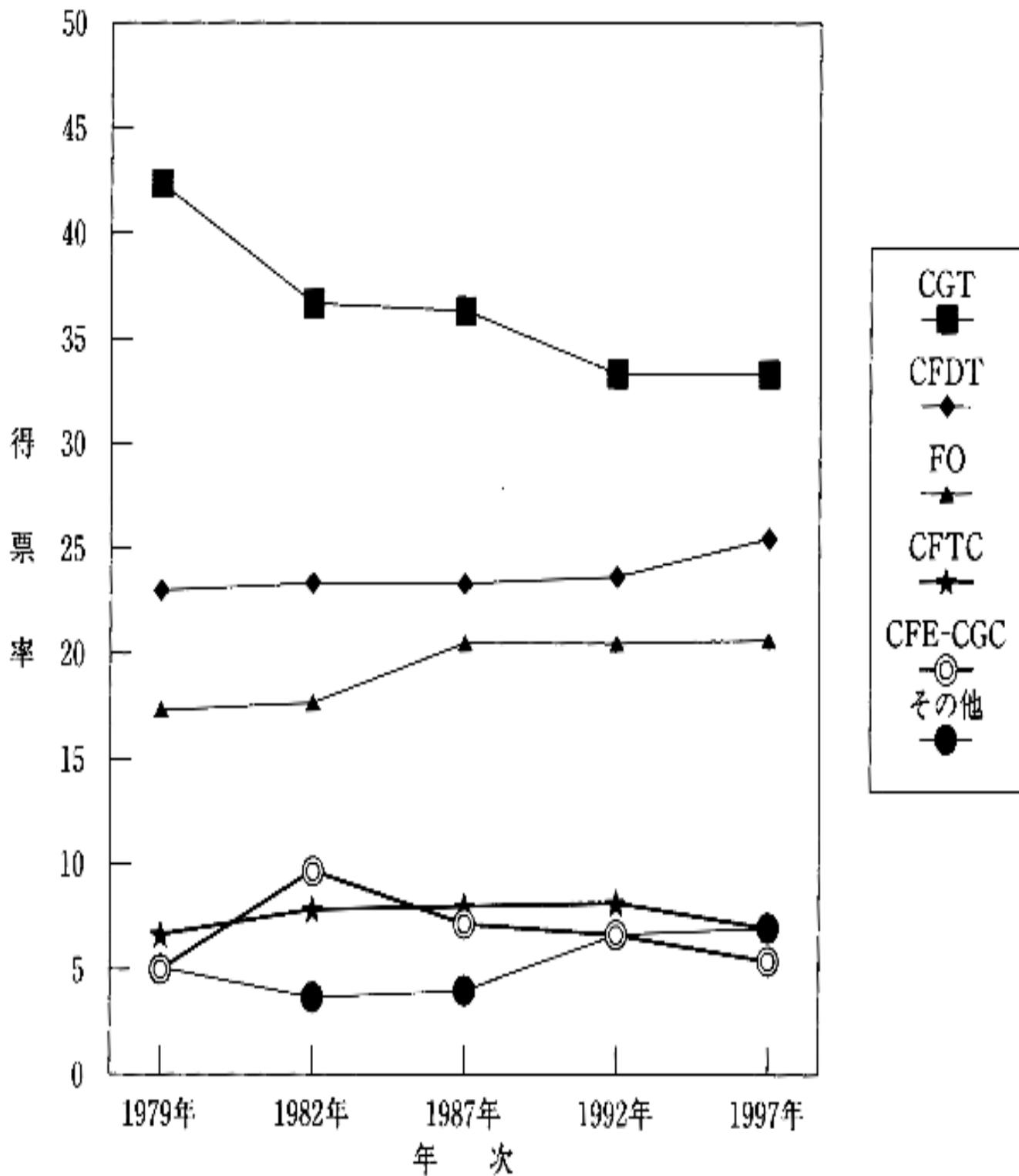
控訴院 *cours d'appel* と大審裁判所 *tribunaux de grande instance*
所在地



図表4 労働審判所の組織



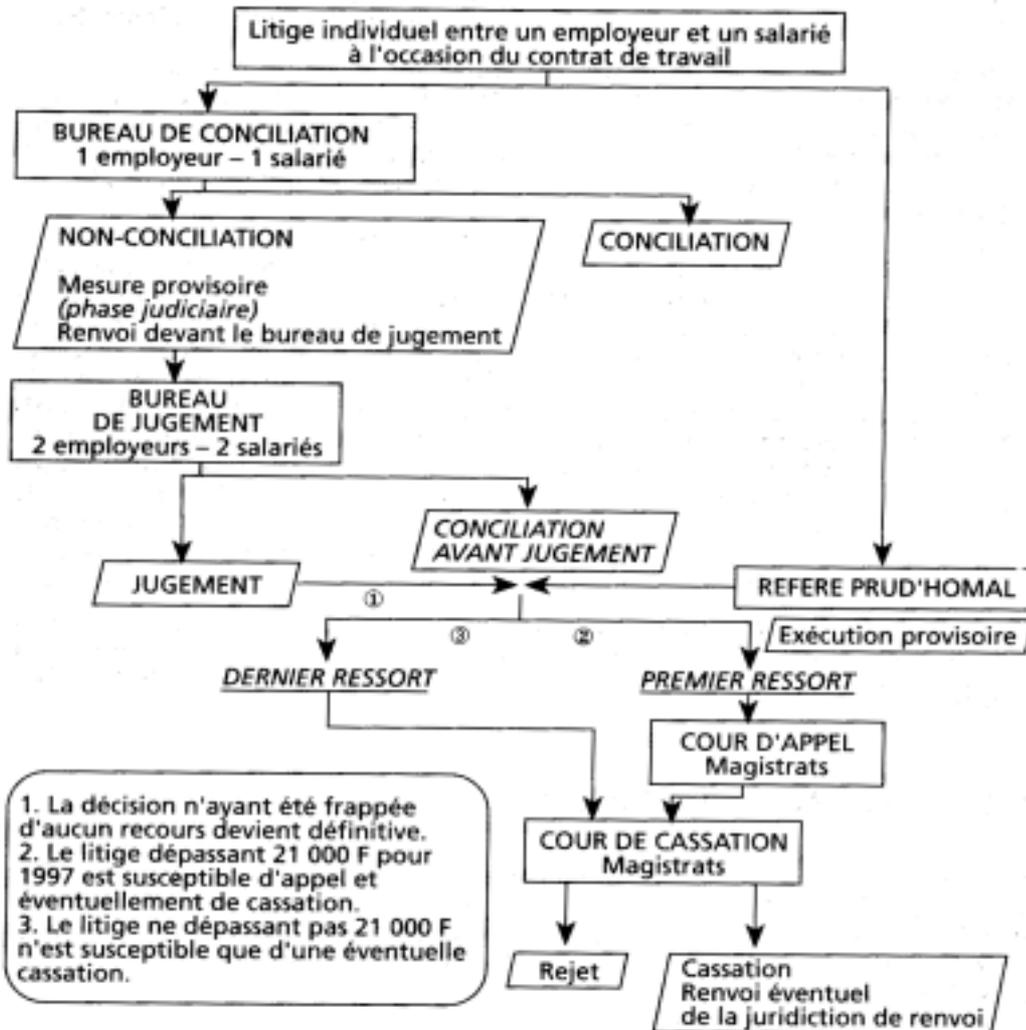
図表5 1997年選挙における組合センター毎の得票率の推移



図表6 労働審判所の手続の流れ

L'environnement externe et les contraintes internes de l'entreprise

Diagramme simplifié de la procédure prud'homale

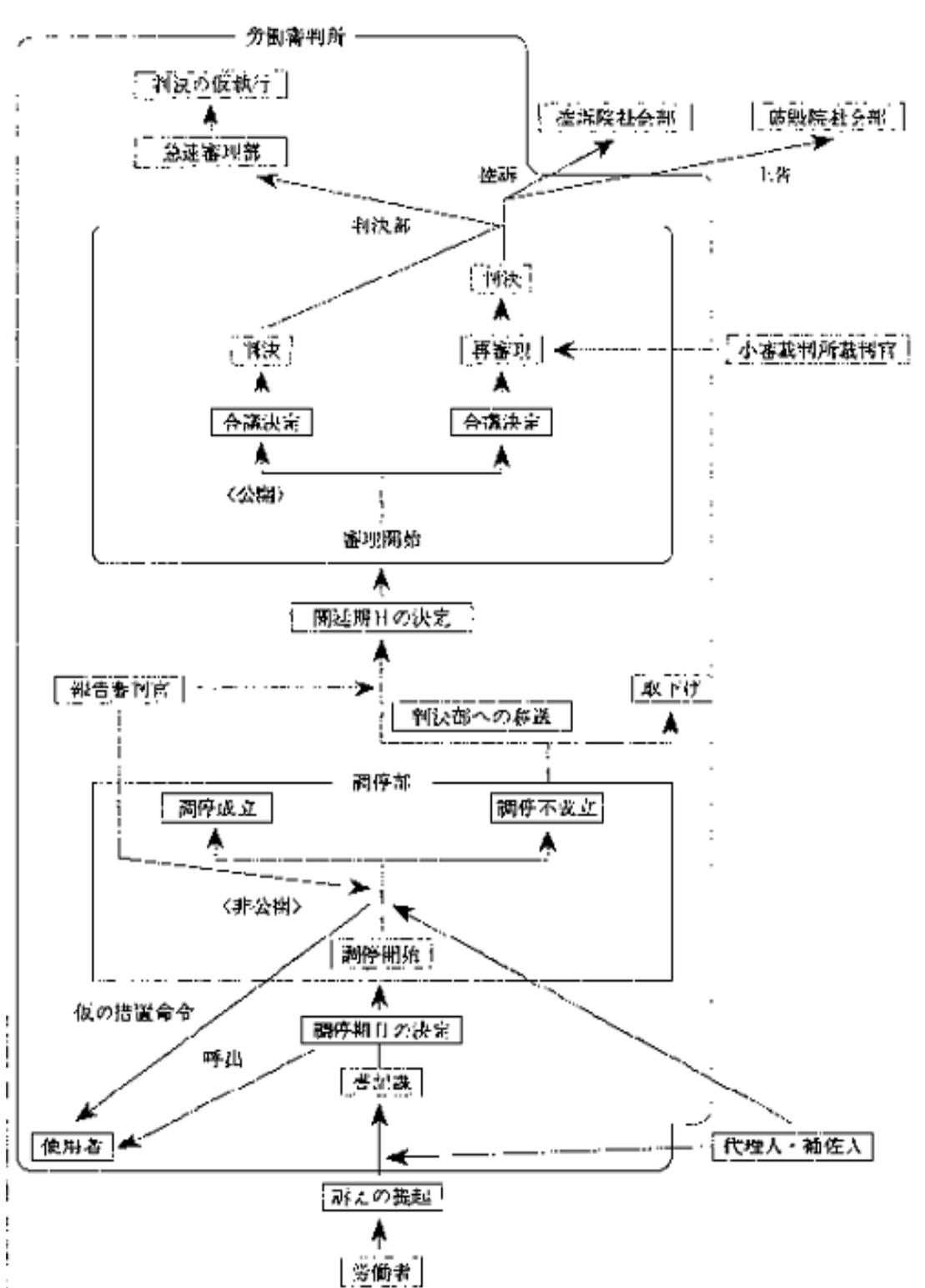


1. La décision n'ayant été frappée d'aucun recours devient définitive.
2. Le litige dépassant 21 000 F pour 1997 est susceptible d'appel et éventuellement de cassation.
3. Le litige ne dépassant pas 21 000 F n'est susceptible que d'une éventuelle cassation.

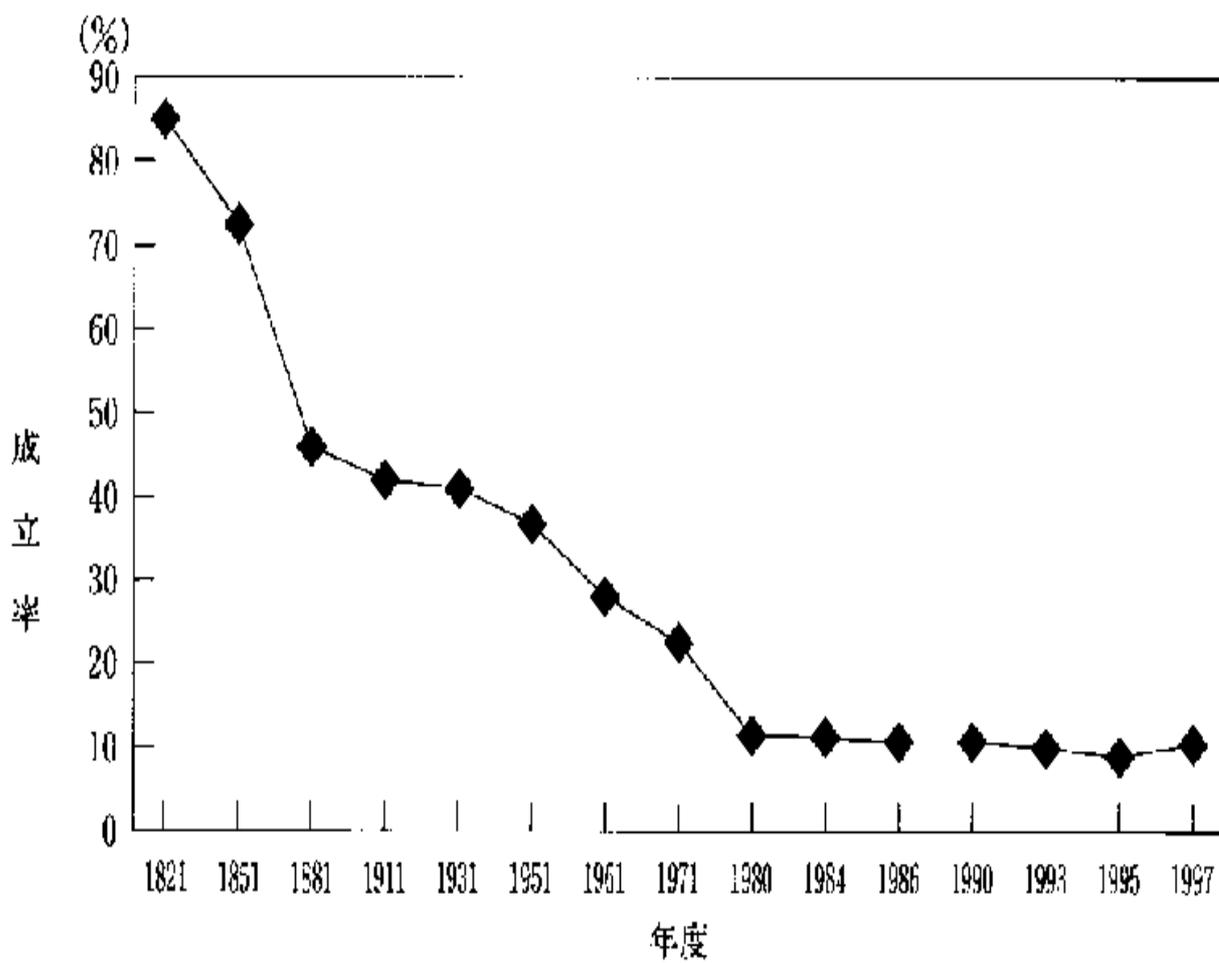
Elles sont susceptibles d'un recours dans les mêmes conditions que les jugements.

Important ♦ un salarié peut déposer en parallèle une demande devant :
 - la formation de référé ;
 - le bureau de conciliation.

図表7 労働審判所の手続の流れ2



図表8 調停成立率の推移



追補資料： 労働法典の命令（règlement）部分の主要規定の抄訳

（事件簿からの抹消 “ radiation “ ）

R.第 516 条の 3

「労働審判所において当事者が新民事訴訟法典第 386 条で定める 2 年の間に、労働審判所が明確にその負担とした必要な訴訟手続を遂行しないときには、当該事件は失効する。」

（調停不成立の場合の調書の作成）

R.第 516 条の 15

「調停が全部成立しなかった場合には、疑義の残された当事者の主張および当事者が当該主張について行った供述は、労働審判所長の監督の下に審判所書記官によって訴訟記録または調書に記載される。」

（失効 “ caducité ”）

R.第 516 条の 16

「調停が行われる期日に原告が正当な理由なく出頭しない場合には、調停部は、当該訴えと召喚が失効（caduques）したことを宣言する。当該訴えは、一度だけ再提訴することができる。」

（調停部による仮の措置）

R.第 516 条の 18

「調停部は、手続上のすべての抗弁にかかわらず、またたとえ被告が出頭しないときにおいても、次のことを命ずることができる。

使用証明書、賃金支払い明細書および使用者が法律上提出を義務づけられているすべての文書の提出。これを使用者が怠った場合には罰金強制（astreinte）が課せられる。

債務の存在につき重大な疑義が存在しない場合には、賃金および諸手当、手数料ならびに L.第 122 条の 3 の 5 で定められた労働契約の終了手当、L.第 122 条の 3 の 8 第 4 項で定められた手当、L.第 122 条の 32 の 6 で定められた手当および L.第 124 条の 4 の 4 で定められた雇用の不安定手当の仮払い。

ただし、調停部によって算定されたこれらの仮払い金の総額は、直前の 3 ヶ月間の賃金の平均額に基づいて計算された賃金の 6 ヶ月分を超えることができない。

職権に基づくすべての予審措置。

証拠また訴訟物の保全に必要なすべての措置。

調停部は、一時的にその命じた罰金強制の精算することができる。

本条が適用される場合には、R.第 515 条の 1 の第 4 項の特例として、調停部の審理は公開される。」

(急速審理部の仮処分)

R.第 516 条の 30

「すべての緊急の場合において、急速審理部は、労働審判所の裁判管轄の限度で、いかなる重大な疑義とも衝突せず、または紛争の存在が正当化するすべての措置を命ずることができる。」

(保全・原状回復命令)

R.第 516 条の 31

「急速審理部は、重大な疑義が存在する場合でも、切迫した損害を防止するために、または明らかに違法な侵害を防止するために、保全または強制的な原状回復を命ずることができる。」

急速審理部は、債務の存在につき重大な疑義が存在しない場合には、債権者に仮払いを与え、またはたとえなす債務の場合でも、当該債務の履行を命ずることができる。」

(急速審理部による調停と判決部への移送)

R.第 516 条の 33

「新民事訴訟法典の第 484 条、486 条および 488 条の規定は、労働審判所の急速審理部に適用される。急速審理部になされた訴えが、当該部の権限を越え、特別の緊急性を有する場合には、急速審理部は、すべての当事者の同意を得た上で、みずから非公開の調停の試みを行った後に、R.第 516 条の 13 ないし R.第 516 条の 15 で定める規則に従い、判決部に当該事件を移送することができる。判決部の開廷期日を記載する急速審理部の命令の当事者への通知は、裁判所への召喚としての意味を有する。」

(上訴期間)

R.第 516 条の 34

「上訴の期間は 15 日以内とする。」

(上訴手続)

R.第 516 条の 35

「上訴は、R.第 517 条の 7 ないし R.第 517 条の 9 で定めにしたがい、上訴され、証拠調べがなされた後に、判決が下される。」

(経済的解雇に関する特別手続)

R.第 516 条の 45

「経済的理由に基づく解雇に関する訴えがなされた場合には、使用者は、調停部への呼び

出しを受けた日から 8 日以内に、L.第 122 条の 14 の 3 で定める資料を労働審判所書記課へ提出または受領証月の書留郵便で送付しなければならない。当該資料は労働審判所の訴訟記録に添付される。使用者に対する呼出しは、当該義務を発生させる。

書記課は、訴えの提起に際して口頭でまたは単なる郵便で、労働者に対し書記課で提出された資料を閲覧しまたは写しをとることができることを通知する。」

(調停部の開廷期日)

R.第 516 条の 46

「R.第 516 条の 13 で定める調停の審議は、労働審判所への係属から 1 ヶ月以内に行わなければならない。」

(迅速な手続)

R.第 516 条の 47

「調停部は、当事者の意見を聴取した後に、当該事件の予審ならびに労働審判所の審尋に必要な措置と期間を決定し、当事者がその主張の根拠として提出しようとする書類または記録の送達期間を定める。予審および送達に関する措置は、3 ヶ月を超えない期間内に執行されなければならない。この期間は、専門家または関係報告審判官の理由を付した請求がある場合に限り、判決部により延長することができる。

調停部は、判決部の開廷期日を定め、判決部は、当該事件が移送されてから 6 ヶ月を超えない期間内に判決を下す。」